

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 9 月 30 日（金）第 350 号の 4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

○鹿児島県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（※）（環境保全課取扱い） 1

規 則

鹿児島県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 9 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第40号

鹿児島県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県公害防止条例施行規則（昭和47年鹿児島県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及び硫黄化合物の含有率が体積比で 0.1 パーセント以下であるガスを熱料として専焼させるものを除く」を「固体燃料を専焼させ、又は固体燃料と液体燃料若しくはガス燃料を混焼させるものに限る」に改め、「日本産業規格 B 8201 及び B 8203 の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が 8 平方メートル以上 10 平方メートル未満で、かつ、バーナーの」を削り、「1 時間当たり」の次に「40 リットル以上」を加える。

別表第 7 の 1 の項(2)の表中 1 の項を削り、2 の項を 1 の項とし、同表 3 の項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同表 2 の項とする。

附 則

- この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- この規則による鹿児島県公害防止条例施行規則別表第 1 の規定の改正により新たに鹿児島県公害防止条例（昭和 46 年鹿児島県条例第 41 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 項第 4 号の特定施設となった施設をこの規則の施行の際現に設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）が、この規則の施行の日前に当該施設について大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 6 条第 1 項の規定による届出を知事に行っている場合で、当該届出を条例第 18 条の規定による届出とみなしてもらいたい旨の申出を知事に行ったときは、当該施設について改正後の鹿児島県公害防止条例施行規則第 10 条の規定による届出書の提出が行われたものとみなす。